

リスト「農地制度」の前史と周辺(二)

— 文献的注釈 —

小林昇

まえがき

一 初期リストにおける農地制度論(第二〇卷第二号)

二 初期リストと移民・農民問題

付論 リストとルードルフ・モーザー(以上本号)

三 以下続稿

二 初期リストと移民・農民問題

1

「農地制度」が独自のエンクロージユア(Gründerzeit)の構想に植民の計画を結合させていたことは、そのフル・タイトルが示す通りである。リストは、エンクロージユアは土地整理をおこなってドイツに五〇万の中産的農場を創出しこれによって経済的には国内市場の成熟とプロレタリアートの供給とを、社会的には階級闘争の間のクッションとして役立ちうる中産階級の育成を企てたが、当時のドイツの産業資本は土地整理の強行が生むはずの無産

リスト「農地制度」の前史と周辺(二)

一〇七

の大衆をことごとく吸収する能力を持たなかったから、彼らの一部のための植民の計画は、土地整理の実現にとって不可欠の要請だったのである。こうして、「農地制度」は独自の組織的植民のプランをふくむこととなった。

もとより、リストはその名著『国民的体系』においても、かなり詳細に海外移住の問題を取扱っている。のみならず、周知のように彼みずからが、郷国ヴェルツェンベルクから追放された移住者として、アメリカでその壮年期の約七年間を過したのであった。だから、リストにおける海外移住ないし植民の問題は、けっして「農地制度」に固有の問題だったわけではない。しかし、初期のリストに「農地制度」の淵源を探らうというところみのばあいには、海外移住の問題に対する青年書記リストのかかわりは、独自の重要性を持つものなのである。

「農民保有地の無限の分割を排する」が書かれた翌年——そうしておそらくは土地整理への提案をふくむと思われる⁽¹⁾、政府への失われた答申書が書かれた前年——の一八一七年の前半に、リストははじめて海外移住民についての切実な体験を持ち、それを文書に残している。

(1) 一ノ三注14を見よ。

この一七年は、ナポレオン戦争終結後にとくに顕在化し・新憲法の制定を不可避とした、領邦的絶対主義体制の矛盾が、前年までの不作と結合して、ヴェルツェンベルクでもアメリカへの移民という——その後も継続するようになる——現象をひきおこし、それが政府の注意を喚起したのであった。当時のリストは、ヴァンゲンハイムやケルナー(Karl Fr. Frhr. v. Kellner)の庇護のもとに、ヴェルツェンベルクの憲法闘争に活潑に参加していたが、その多方面な戦線の一翼として、彼は一六年一二月に設置された、等族的書記制度(Schreiberwesen)の欠陥の調査を目的とする政府の委員会に、会計官のまま事務官(Aktuar)として配属されていた⁽²⁾。だが、リストにとっては、みず

からがその経歴によって精通する書記制度の問題はすでに広汎な憲法問題の一局部となっており、彼自身、翌年の三月に *Württembergisches Archiv* (Bd. II, Heft 3) におな未完成のかたちで発表されることとなる、等族諸勢力の側からの新憲法草案に対する批判論文「*Kritik der Verfassungsentwurfs*⁽³⁾」の作成に精力を集中していたから、新委員会に仕える吏僚の仕事には興味が持たず、また彼のテンペラメントは彼の若年と相俟って、委員会内での態度や行為に吏僚としては僭越と恣意とにわたる点があったらしい。そのためリストは委員たちのなかに敵をつくり、ついに彼の解任要求が委員会から正式に提出された。政府(枢密院)は結局それを採り上げなかつたけれども、このいざこざはヴァンゲンハイムらを困惑させたにちがひなく、内相で枢密顧問官を兼ねていたケルナーが、四月二十九日にリストに命じて、ネッカール河岸のハイブルロン等から北米に旅立とうとしてロツテルダムへの乗船を目前にしていた移民たちの調査におもむかせたのは、決裂の以前にリストと委員会との間を冷却させようとするケルナーの配慮だったと推測される。⁽⁴⁾

(2) 以下 vgl. Paul Gehring, *Erich List. Jugend- und Reifejahre 1789—1825*, 1964, SS. 144—51.

(3) *Kritik der Verfassungsentwurfs des Württembergischen Ständerversammlung mit besonderer Rücksicht auf Herstellung der bürgerlichen Freiheit in den Gemeinden und Oberämtern, Werke I/1.*

(4) リストの解任要求は四月一六日になってはじめて書かれている。以後紛糾はつづくが、委員会自体が八月には結論を出して解散した。しかし書記制度 (*Stadt- und Amtsschreiberien*) の廃止は、その後の努力を経て、一八二六年四月一日の法令によってはじめて達成されるのである。

「こうしてリストはふたたび、最も独立的であると同時に下層の人民とじかに接触する機会の手えられる任務を持ったのである。」⁽⁵⁾ 彼は四月三〇日にはすでにシュエツトガルトからハイブルロンに着いて聴取り調書の作成をはじめ

おり、さらに命令にしたがつてヴァインスベルク(ハイルブロン)の東。ネッカー川の小支流の岸)とネッカールスウ
 ルム(ハイルブロン)の下流)にも赴いて事情を調査しているが、首都に帰任して五月七日に書いた報告書⁽⁶⁾は、大衆の
 移住の原因を卒直かつ正確に伝えており、またその基礎となった全体の調査(草稿⁽⁷⁾)は、移民たちの声を一人称でと
 くになまなまと伝えている⁽⁸⁾。そうしてそれらには、「農民保有地の無限の分割を排する」には表面に示されていな
 った、領邦的絶対主義の封建的暴圧と封建的誅求とがきわめて具体的に示されているのであって、当時のヴェルッテ
 ンベルクの農民や「市民」^(シユルツガ)の生活の実体は、ここにはじめて、封建的重圧下の零細農民やその他の小生産者としての
 姿を描き出されることとなるのである。のちの「農地制度」につながる青年リストの体験のうえで、移住問題はこ
 ような意味で重要な役割を持ったと考えるべきであろう。したがって、この全体験がやがてどのような解決の方向を
 指示されるかということこそ、「農地制度」の持つ独自の問題となるはずのものである。

(5) Gehring, S. 151.

(6) *Werke* VIII, B. Briefe, 18: An das württembergische Ministerium des Innern. これも現存するものは草稿。しかも
 全集では細部を省略してある。原文はロートリンゲン)のリスト文庫の書類第五六として保管。全集に掲載の部分は、Theodor
 Steinle の短論説 Friedrich List und die Auswanderungsbewegung aus Württemberg im Jahre 1817, *Mitteilungen*
der Friedrich List-Gesellschaft e. V., Nr. 20, 20. Dez. 1932, SS. 444—8 である。この草稿は拙著『要領のよみ補充が加
 えられている。但し、この論説でリストがヴァインスベルクからバットナント郡(郡ハオーベルブームト)へあてた手紙の日
 付けを五月二三日と記してあるのは(S. 446)五月二日の誤りである。Vgl. *Werke* VIII, SS. 102—3.

(7) これは Gesamtprotokoll と呼ばれるものの草稿で、前注のものを Bericht と呼んでこれを区別している。これは浄書な
 れたはずの調書(喪失)の不書物であった。リスト文庫の書類五十七「Datiierung: 30. April 1817, 1.—6. Mai 1817. Titel:
 Protokolle über die Befragung der Auswanderer. Inhalt: Überschriften: Heilbronn, Actum den 30. April 1817. In

dem Wirthaus zum „Kranen“. Beurkundete Protokolle über die Ursachen der Auswanderung und die Bevallung der dortigen Bevölkerung. 六七葉から成る大部のものである。リストがおそらくは現地の書記に筆記させたもので、多くのことなる筆跡をふくみ、ところどころにリスト自身のペンで書入れがある。第一九葉と第二〇葉とはリストの筆跡である。全集はこの原調書が「老犬すゑ」(III, S. 868)という理由から収録しなかつたが、やはり惜しまれることである。わたくしはこの「内容のゆたかな調書」(Gehring, S. 450)の二部をついで紹介したい。

(8) 移住民の調査に關して政府からリストに与えられた指令には、できれば彼らの乗船をひきとめるようにとあつたが (vgl. Werke III, S. 101) それは不可能だつた。五月一日にリストがハイルブロンから政府にあつた短い報告書の末尾には、「本日の一時に六―七〇〇人を乗せた八隻の船が出帆しました。旅館クラネンには、移住者の同郷人や友人や知人がたくさん、惜別のために来ていました」(Werke III, S. 102)と記されてゐる。

警戒心から口の重かつた移住民たちとリストが対座していただいたに何を聞き出し、それらを綜合してどういふ判断と意見とに到達したかは、やがて知ることとして、ここでははじめに、原調書の草稿(前注7)によつて移住民たちのいわば肉声を聞くことにしたい。⁽⁹⁾

(9) わたくしはリスト文庫の主任シュヴァルツ博士(Dr. Paul Schwarz)の教示を受けつつこの調書を読んだが、それは数葉ごとに筆跡が違い、あわたしきかつた現場の空気を伝えてゐるもので、読解はきわめて困難であり、研究時間の配分上最後まで読破することは断念した。ここでは読みえなうちの最初の部分からの例示にとどめる。前述のシュタイムレの短論説はごまわすかながらこの草稿を利用している。

(「王の委任を受けた会計官リストの出席のもとにおいて」……「J・H・カルムバッハ。シノライヴマイスター。書記職。——われわれは「王権」の被委任者(リスト)に「旅館」クラネンのなかで会いましたが、彼はちようどそこで、船長に頼まれて移住民について明細書をつくることをひきうけ、当地からロットテルダムまでの移住民の船賃を集めて「やつて」いました。彼は次のように申しました。/自分はいま二一の家族を記帳したところで、その仕事のあいだに幾度も彼らの移住

の原因を訊ね、また彼らに旅の困難や、それにつきものの危険や、彼らの将来の運命の不確かさを、その企てから引きもどそうとして説明していた。これに對して彼らは口をそろえて、仕事の不足や食料の高騰や、大きすぎる貢租アプガイズや、役人と町村長シュルトハイムとの圧制を訴え、この人たちから要求されるものが高額であることの根拠を探ろうとする者は、塔「牢」に入れるといつてたちまちおどかされると訴えている。またすぐにほかの移住民が記帳を申し出てくるはずであるから、被委任者「自分」はこれらのことについてもっと詳しい事情を聞く機会が十分あるであろう。

陳述。／そこへの出頭者ヤーク・ハンブ(10)。ルドヴィヒスブルク郡エグロスハイムの出、三三才、ぶどう作り、結婚して四年、二人の子あり。四年間軍役に従い、ロシア戦役およびザクセン「ライプツィヒ」戦役に参加。／彼を移住させる原因を卒直に述べるように促されると、しばらくは旅を妨げられはしまいかと心配していましたが、彼の自由な決心をけつして邪魔することはないと確約されると、これについてつぎのように述べています。

わたくしは約三五〇グルデンを妻といっしょに持ち、これまで日傭取りで暮して来ました。わたくしの村長はわたくしをひどくいじめ、狩ヤントコロシの夫役に出でいなかったからといつて二度も塔に押しこめさせました。わたくしはこの夫役のためたびごとに、ロシア戦役で霜にやられたことがもとなつた脚の病気で、出ることができなかったのです。ただこのためにわたくしは旅立つのですが、ほかにもおなじ理由で出てゆく者はたくさんいます。／村長と市長「Schultheiss und Bürgermeister」はぐんはぐんになつています。彼らはいとこだからです。そのうえほかのお役人方も、みんな親類なのでやっばりぐるになつています。市民ビュルグマンプたちはたいへん不満なので、百姓のマッテス・ヴァイマンは幾千グルデンもの現金を持って移住します。／わたくしには借金はありません。ただ年々の租税シュテューエルを二グルデン残してただけです。自分の借金はきちんと払うことにいつもきめていましたから。小家こいへの半分と、三アッカー四分(11)の耕地とをい

っしょにして二八グルデンほど買ったのですが、そのためわたくしは毎年「公租として」一二グルデンから一五グルデン支払わなくてはならなくなり、これはほとんど全部の収益にあたりますので、自分の骨折りは何も酬われぬことになりました。そのうえこの小家から、租税の決済までの内金として六グルデンおさえられました。この小家はふつうの租税では四グルデンにしかならないものなのです。／この不作の三年間に、わたくしの財産はたいへん減ってしまい、この旅に四四グルデンの現金を持つてくるのがやっとでした。／わたくしが移住の許可を受けたときにも、それが記録されなくてはならず、一枚の紙に書くために二グルデン三二クロイツァーを支払わなくてはなりません。わたくしが躰につけている上衣は値をつけられ、ジャケットは約一グルデン、ズボンも約一グルデンに、そうして身につけるシャツも値をつけられました。⁽¹²⁾部落のなかで誰もわたくしをだらしのない世帯主だとはいいませんし、落ちつかない人間だともいいはしません。村長はどうしてもわたくしをだめにしようともくろんでいたのです。

ヨーハン・ヤーコプ・シュトラール。ルドヴィヒスブルク郡エグロスハイム出の木工。わたくしが移住するのは、もうけが少しもなく、皆が圧制を受けているからです。われわれは訴えたいところに訴え出ることはできても、権利のないことが分るだけです。いろいろな貢租は何といっても大きすぎます。一八一一年には王さまのために、財布を開いて道普請費を前払いしなければなりませんでしたが、それはまた払戻されることでした。このごろ聞くところではお役人たちはもう二年も前に払戻金を受取っていて、それを廻しているということです。今年のはじめにわたしは村で、貯えた穀物への税を課せられました。それはわたくしが土地を持っていず・そのため自分では穀物を高い値段で買わなくてはならないのに課せられたのです。／わたくしが村の人たち皆の前で村長と市長とに、「前年の」ヤコービの日（七月二五日）から家には麦がなくて暮しにも困っているのだと申しますと、村長が云いますに

は、これは命令だ、だから税を払わなければお前を強制兵役に送るぞ、とのこと。そのうえお役人方は、穀倉に入られた穀物を、その時は(一年中)われわれの部落では一シェッフェル当り一三グルデンしかしなかったのに、一六グルデンに評価しました。／役人たちは一つの家族になっています。ヤーコプ・ザイファンクやマウラーやベルンハルト・ボイストはそれでも貧しい市民ビュルガの味方ですから除外しなくてはなりません、村長やほかの連中が彼らに何もできなくさせています。／村長のところでは口ぎたないことばや不法なことばなどしか聞くことができせん。

十分ノ一税の貸付けや道普請やほかの請負仕事るときには、村長がいつも請負人で、市民たちの口からパンを取り上げます。彼は自分の若い息子が未婚でまだ親がかりでいるのに、その息子の名前で仕事を引受け、ほかに市民が引き受けようものならひどい目にあわされます。七週間前には御領地ヘルンシャットの土手がこわれてきたのですが、村長はわざと鐘を鳴らさせないで、結果は村長と道路職とだけの入札ということになりました。／けれどもたまたま左官職のシュクトックが……(「一字不明」)やって来て、工事の差配のベックラーのせりせりに加わり、村長に請負値段を一七〇グルデンから九〇グルデンまで下げさせたものです。すると村長はあとから、自分のためにこういうことの一っさいをやっている代理人のヤーコプ・クリンクにこういわせて左官をおどかしました。待っているよ、村長さんはお前におぼえていてもらいたいが、このことを御政庁(Oberregierung)のフォン・ヴォルヴァルトさまに申し上げたいといっておられる。——わたくしは村長のところへ行くよりはまだ御政庁の殿さまのところへ行くほうがましだと思います。」

——引用は右までにとどめよう。青年リストの時代における領邦ヴェルッテンベルクの絶対主義(いっそう適切にいえば絶対王権と対抗的に共存しつつあった古い等族制度)の下での生産者大衆が、封建的支配によるあらゆる暴圧と誅求とに苦しんでいたありさまが、右の二人の移住民の訴えだけからも、なまなまと感じられるであろう。⁽¹⁸⁾ わたくし

はつぎに、リストの報告書の方によつて、⁽¹⁴⁾ こういう訴えをやや広い角度のなかで検討しておきたい。当時のヴェルッテンベルクの零細農民の具体的な姿は、「農地保有地の無限の分割を排する」からは窺いえなかつた部分をもそれによつて明らかにさせることとなるであらう。

(10) 上掲のシュタイムレはこの第一の陳述について数行だけ触れた個所で (vgl. *Mitteilungen der ELG*, Nr. 20, a. a. O., S. 49) この人物をヤーク・ヘルツォークと読んでゐるが、わたくしにはそれは読めなかつた。

(11) シュタイムレ (同右) は三・五アッカーと読んでゐる。

(12) この意味はわたくしには分明でない。移住にあつたつて持ち出す動産にも課税されたのだということにいちおう理解しておきたいが……

(13) この二人の陳述者の出身地ルードヴィヒスブルク郡は、本来の「旧」ヴェルッテンベルク領であつて、なおレーエン制度が支配的であつた新ヴェルッテンベルク領ではなく、まさに「農民保有地の無限の分割を排する」から「農地制度」につながるリストの考察の対象となつた地域であつた。

(14) 但し、これを補充したシュタイムレの論説 (その後半部) も同時に用いられる。

2

一八一七年五月七日付けのリストの報告書の草稿はつぎのような内容のものである。

(一) リストは「国王は移民の原因一般について知ることを望む」という⁽¹⁾ 彼への訓令を尊重して、移住者に個別的な内容の質問はさしひかえ、ただ彼らが故国を離れて遠い未拓の土地へおもむこうとすることの理由だけを訊ねて、書き役に彼らの陳述をできるだけ忠実に筆記させたが、これを総括すれば、「移住の根本原因として、国家市民および市町村民 (*Stats- und Gemeindebürger*) としての彼らのこれまでの状態のなかにある圧制、自由の不足という、不

愉快が認められる⁽²⁾ことが明瞭である。第二の原因としては分離派と敬虔派との宗派がよく移住の夢をつくり出していることがあげられるが、これは副次的な原因にすぎないと考えられる。第三に、移住先の国について知らされる調子のよい評判も原因のひとつである。右のうちの「根本原因」についていえば、それはさらに、国家の欠陥だらけの制度にもとづき、また近年の戦争や不作にもかかわっている。

(1) 訓令のこの部分の特徴がある。「ともあれ会計官リストに命令されることは、できるかぎりすみやかに報告を提出すべきこの任務の遂行にあたっては、国王陛下は移住の諸原因一般について、その由つて来るところをおそらくは政府が除去できるかぎり、報告を受けることを望まれる。このゆえに本件の委任の遂行にあたっては、政府の意図の詳細を漏らしてはならず、また吏員らにこの調査が彼らに向けられていると誤解させてはならない」(Werke III, S. 101)。われわれはこの事例にも、領邦絶対主義的王制の力の限界を知るのである。

(2) Werke III, S. 104. 以下、報告書 (Briefe, 18) からの引用頁の指摘は省略する。

(一) そこで、まず欠陥だらけの制度に対する訴えを例示する。

「1 法外な公課^{アウフワイク}。これについてはまったく一致している。各移住者は多かれ少なかれ、公課がもう支払えなくなつたと訴えている。／……(a) ヴァインスベルク郡ではとくに、戦費の負担が法外だったという訴えが……一般的である。そのおもな理由は、ヴァインスベルクが兵站基地だったからであつて、定められた戦費の負担が不可能だったことから、ヴァインスベルクの全市民が移住するようなことも、たしかに起りうるであろう。／つぎにマツトホイス・グラザーの陳述がある。"自分は移住はしないけれども、自分の農地を全部(約一万グルデンで)売ろうと思う。なぜなら動産所有者は租税をも町や村の失費をも支払わなくてもよいし、兵隊を泊めなくてもよいからである。"——農地の所有者が動産所有者はとくに戦時においては有利だとなつよく感じingことは、たしかに軽視してはならない暗示で

ある。／＼ここから生ずるきわめて明白な必要は、将来古ヴェルッテンベルクの租税制度の精神をもって一般的財産所得税 (Vermögensertragssteuer) を導入すること、および全戦費負担を国家への負担として「全国民に」割当てることである。しかし正義と賢明な国策とは、さらに、あまりに苦しめられた郡や農地所有者には過去に対しても、すくなくとも同権と財産との損失をつぐなうために、補償がおこなわれることを要求するであろう。この費用の支弁のためには、あらゆる不時の負担から免れていた、国民の動産への賦課が供されるべきである。／＼(b)入市税と通行税と (Akzise und Weggeld) は農民からきわめて重い負担と思われている。……農夫でも……この貢租がけつして国家経済的な原理に立たず、そもそも非原理的なものであると感じている。この貢租がどれほど多くふたたび土地所有者に転嫁されるかは、家畜の入市税の額が「家畜からの」全収入のほとんど半分に達するということから、反対できないまでに明らかである。通行税に対しては、自分の出向したさまざまな土地に住む土地所有者たちから、彼らの家畜は農道だけを歩いて一年中街道を見ることがないという、はつきりした証言がおこなわれた。／＼(c)さらに、国王の租税は最も少いが郡や市町村への負担は法外に重いという訴えも一般的である。この原因はふつうには、市町村と郡組織とのまづい財政に帰せられるであろう。……／＼なおとくにするべきことは、ヴァインスベルクの市民たちが貨物の自由通過を、またヴェルスバッハ、ダーゼンフェルト、クレーフエルズルツバッハおよびメックミュールの市民たちがとくにそれらの町の財政のために委員の派遣を、願い出たということである。市町村財政のこの大きい破綻は、首長に對する監督機関が市民たちに与えられるという方法以外ではけつして除去できないであろう。

2 町村長 (Ortsvorsteher) と役人との個人的圧制……(4) このことから、首長と役人とが市民的機関によつて監督されないばあいに有害なものであるか、とくに町村長個人が投獄の権力を認められているばあいに個々人の

自由がいかに損われるかということが明白である。

3 書記制度については特別に大きい訴えがなされた……。(5)

4 裁判の進めかたやとくに競売の手続きの遅さ(へについても訴えられた)……。

5 森林官の圧制や野獣の害……。／森林官に支払わなければ落葉を集める許しが得られないという妨げは、どこでも圧制的とされている。この負担の廃止は野獣の棲家をもっと減らすこととなり、困窮者への伐採特別許可による木材税をもさらに可能として、その結果、森林巡視はまったくやめてしまう望みがある。

6 グーツヘルシャフトの圧制……。封建法の権利による圧制に対しては、国王の憲法草案は、諸負担の買戻しの権利を与えるという規定で配慮を示している。しかし、このばあいにやはりきわめて重要なことは、補償の基準がともかくも適当に定められているかどうかということであろう。

(3) リストはこの点についての多くの例を、とくにネッカールスウルム郡についてあげている。ほかに、キルヒハイムから来たハインリッヒ・フィードラーは、「町村長たちはこの春ひどい森の管理をしたので、たくさん市民たちから明らかに泥棒と呼ばれましたが、非難をさせたまま平気でいます」(Th. Steimle, a. a. O., S. 447)と述べている。

(4) 上記のエグロスハイムではこの種の圧制はとくにいちじるしかった。そこからの移住者の一人はこういつている。「移住者がアメリカで農奴として取扱われても、たぶん、貧しい人間への圧迫はそれでもここよりは少いでしょう。シェツパツハからのカール・ライプレは「もっと上の行政区に訴えても何の権利も与えられません」といい、おなじ土地からのコンラート・ヴァイグレは、「町村長がた(Magistratsherr)は高慢で思うままにふるまい、市民を圧迫します」と云い添えている。Vgl. Steimle, *ibid.*

(5) 書記制度に対しては、すこぶる高い手数料と「書記」の専横とがひろく訴えられた。クレーフエルズルツバッハから来たクリスティアン・ヘルマンによれば、「ノイエンシュタットの書記とクレーフエルズルツバッハの市長以上の金持ちはいません」

ということであり、こういう書記は銀の馬車を乗りまわしたり、貴族より豊かになつて莊園ホトを買つたりしている。ヴェルッテンベルク王フリードリッヒの伝記筆者アルバート・プフィスターによれば、当時にあつては「神学者と書記とが「一」すべてに手を結んで、彼らにふつごうなことは何ひとつ成立させなかつた」とのことである。「書記のカースト」は公私の生活のすべてに「特有の刻印」を与え、「害虫のように増加した」のであつた。Vgl. Th. Steimle, *ibid.* リストはこの書記制度に関する上述の委員会で、みずからのさまざまな体験にもとづき、局限されかつ微温的な調査の進行ぶりに耐えられなかつたでもあらうと推測される。

(三) 以上のような、旧制度の圧制と不合理とに、最近の年々の不作と食料騰貴と仕事の不足とが加わつて、貧しい者を絶望に陥し入れている。坐死よりも移住を選ぶとは移住者の実感なのである。しかも、不作に対する食料の補給分さえ、市町村長によつて不当に高く売りつけられるという始末である。こうして問題はふたたび体制の欠陥に戻るが、ともあれ「社会の平穩の維持だけをでなく、不可欠な食料の不足からかならずおこる流行病のことも重大に考へて、国家の側から非常的で強力な措置を危機の回避に向けることが、要請される。」敬虔派の移民の実体については、リストも短時間でこれを正確につかむことが不可能であつたらしい。しかし移民を扱うということがあやしげな事業であり、この「人売」りたちの一団がヴェルッテンベルク人で組織されていることはたしかな事実だといえた。彼らはアメリカへの先駆移民から来たという、好望を告げる手紙をひそかに回覧させている。これらの事業者と手紙とは取縮られなくてはならないし、ハーグにおけるヴェルッテンベルクの領事は移民事業の実態を調査すべきである。そうしてアムステルダムに留まっている移民たちが困窮しているのであるならば、旅費を与えて彼らを故国に帰らせるか、彼らの企てのあぶないことを知らせるべきである。「最後に十分考慮すべきことは、現在の時点でさかんになつてゐる移住熱のばあい、すくなくともアメリカへの移住というばあいに、法定年令の「制限の」特別免除を中止す

べきではなからうかということである。わたくしはさらにしるさねばならぬが、数人の移住者の述べるところによれば、彼らはその首長から、首長が彼らの農地を買おうとして、また彼らを追い払おうとして、移住を説得されたのだという。この陳述は大きいたしかさを持っている。」

リストが、じかにそのひとりひとりに接したアメリカへの移民は、根づよくて古い封建制に締めつけられていた貧しい領邦の農のなかから逼り出そうとした人々であり、八年後のみずからの運命をもとより予知せず、彼はいたましい目でこれらの移民たちを見、制度的改革によって、また応急的には個別的な諸措置によって、こういう移民をできるだけおしとどめようとしている。すなわち、リストはそのテンペラメントのゆえにここでも訓令の範囲を越えて、国政の根本に関する意見を具した報告書を作成はしているけれども、この経験によって彼の深めたものは、なによりも、零細農民を基底とするヴェルッテンベルクの貧しい生産者たちが忍んでいる封建的暴圧と重課とに対する認識であり、彼の報告書がまさききにわれわれに知らせるものは、そういう生産者たちの具体的な制度的政治的地位であって、それは「農民保有地の無限の分割を排する」に描かれた、労働に苦しむ零細農民の姿を補充するにとどまっている。農地制度の近代化のための組織的植民⁽⁶⁾という、後年の「農地制度」の方策は、青年リストの思想のなかにはまだその萌芽を見いだすことができないのである。

(6) 但し、シュタインムレが知らせている(おそらくは)原調書の草稿のつぎの個所は注意をひく。「リストは付言して、移住者のうち、身を持ちくずしている者はわずかの部分であって、その大多数は、強壯な人々」から成っていること、しかし目立たぬように観察してみると人々がまやかしの約束にだまされてのたしかめえたこと、を述べている。……ハイルブロンでとおなじことをリストはヴァインスベルクでも見いだした。移住を欲する人々はおもに高い租税と貢租と(国王への租税、市町村への負担、等)を訴えた。ヴァインスベルクの人々は大抵、ハンガリーとロシアとへ移住することをこころざしてい

た……」(Steinle, a. a. O., S. 445. 傍点小林)。のちに「農地制度」が開拓しようとした植民の方向への可能性が、当時すでに存したことをリストは知ったわけである。

リストの報告書は訓令の範囲を越えていたけれども、一六年にフリードリッヒを継いだばかりの新王ヴィルヘルムは、事態の認識をこの報告書でさらに深めて、やがてレオンベルクの市長 G・W・ホフマンの請願を容れて、かつての騎士領のコルンタールに特許を持つ自治体ゲマインデをつくることを許可し、信仰の自由を迫害されると感じる「たいせつな」人民の移住の運動を阻止しようとした。⁽⁷⁾しかし、それがきわめて姑息な、また無力な対策でしかなかったことは誰の目にも明らかである。

(7) Vgl. Steinle, a. a. O., S. 448.

3

リストはテュービンゲン大学での約三年の勉学のうちに、一八一四年九月に国家試験をパスして、郡書記から上級書記になってしたが、この試験の前の六月に、「郡に所属する官職、とくに都市および郡区の書記制度の改革の必要に関する見解」(Gedanken über die Notwendigkeit einer Reform der den Oberämtern subordinierten Stellen, insbesondere der Stadt- und Amtschreiberey-Wesens. Von einem Geschäftsman)を書いて内相ライシャハに呈し、その内容は王フリードリッヒにまで伝えられた。⁽¹⁾そうしてそこにリストの体験は十分に生かされており、絶対王制の権力の及ばぬ末端の行政区域における書記制度の不備と不合理と非能率と旧習の墨守とはするべく指摘されているけれども、また固定給の支給などを項目としてふくむ適切な改革案が提示されているけれども、その

行文の全体は、地方行政機構の内部での発言であつて、書記制度の深刻な重圧に苦しむ人民の声を直接に伝えるものではない。しかし、リストはさきの試験に合格後に郡監督官(Oberants-Kommissarius)として赴いた、ネッカーの上流の町ズルツにおいて、一五年の四月から五月にかけ、その市民の求めに応じて新憲法の制定を要望する請願書を執筆し、はじめて人民の声をみずからのペンで伝えることとなる。そこではつぎのような諸要求が一括して提出されている。「一、正規の裁判所の判決と法とによらずにはヴェルッテンベルクのいかなる臣民も判決を下されることがない。二、国家市民の一人一人は国家への負担に対して平等に義務づけられる。三、肉体的に強壯な市民は祖国防衛の義務を持つ。正規の装備を具えた国防軍が建設されるべきであるが、平時時には徴兵を廃止し、国家にきわめて有害な常備軍は二、三千に縮減すべきである。四、国王の私領地(「からのもの」)を除き、あらゆる収入は国庫に流入すべきである。国庫は議会の監視のもとにおかれ、行政諸官庁は議会に報告をおこなう。国王には王室費が定められる。五、国家収入のなかには王の狩猟権もまたふくまれる。狩猟区は「……」賃貸マクフューされるべきである。六、議会の同意なしにはいかなる新しい法律をつくることもできず、いかなる新しい公租も課することができない。議会の解散以後、すなわち暫定的状態のなかで定められた公租や法律は、さらに議会の特別な検討に付される。七、移転の自由⁽³⁾。八、国家の目的のため以外に賦役の義務は存在しない。九、隷農制(Leibeigenschaft)は人間性をはずかしめるものであるから廃止されるべきである。一〇、出版の自由。」——以上の諸要求には、人民を封建制の軛から全面的に解放しようとする若いリストのラディカルな面目がはつきり示されているが、ここではとくに、第一、第二、第四、第六、第七、第八、第九等の諸項目を、人民への圧制と人民の負った過重な負担とに対する断乎たる否定として注目したい。われわれの知る農業論説を一六年に書いたリストは、その翌年に移民の群衆のなかで人民の生活の実態に対

する認識を新たにすることは事実だったとしても、すでにその論説の前年にそういう人民の解放のために右のような烈しい請願書を起草しているのであり、また、さらにその以前に、一七才以来の有能な下級書記としての、民衆との深い接触の経歴を持っていた。だから、移民問題についてリストの残した文献は、第一義的にはむしろ、リストの熟知していたはずのヴェルッテンベルクの人民大衆の具体的な姿をリストみずからによってわれわれに教えるという点に意義を持つものなのである。

(1) この論説は一九一四年以後一時失われたが、ゲーリンク教授によってふたたび発見され、その上掲書に Anlage 2 として収められている。

(2) この請願書も失われたとされていたものであるが、ゲーリンク教授が発見して上掲書に Anlage 3: Friedrich List, Die Sulzer Petition vom März 1815 として収めた。

(3) Gehring, S. 382.

「ズルツ請願書」におけるラディカリスト・リストの面目は、一七年の一月に書かれて最近発掘された、彼の起草になるもうひとつの政治文書——いわゆる「ヴァルデンブーフ上申書」⁽⁴⁾——に最も鮮明に示されている。この文書は、従来歴史の闇のなかに埋もれており・したがってホイサー以来のリスト研究史も言及しなかった事件にかかわるものである。すなわち、王ヴィルヘルムの改革まで議會を専有していた等族勢力は、先王フリードリッヒの死没直前の一六年九月にみずからの手で新憲法の草案を発表していたが、自由主義的な市民の側は、現行法の本質を守るこの草案に対して、とくに市や町の行政長官（上からの任命）を監察するための市民代表機関を置くことを主張した。なかでもテュービンゲンやロイトリンゲンの代表たちは、ひそかにシュツットガルトの南の小邑ヴァルデンブーフに会合して意見をまとめ、リストはこれをヴィルヘルムへの上申書とするための起草をひきうけたのであった。この上申書は

そのはげしい内容のゆえに結局は王に提出されないこととなり、そのため歴史の表面から姿を消したのであったが、それだけに、そこに示されている人民の要求は端的であり、彼らの荷った負担の重みも十分に訴えられている。ここではこの訴えのおもな部分だけを訳出してみよう。——「われわれの市民代表（カ）が選出されれば彼ら」は尋ねるであろう、なんの目的で警察兵の半個中隊もが数千グルデンの経費をかけて市壁の上を哨戒しているのか、と。彼らは尋ねるであろう、なぜ最もゆたかな土地がすっかり荒野のまま耕作されないでいるのか、と。(5) 森林の収益が村長や市長や森林監督官によってきわめてあつかましく浪費されることを、彼らはけっして認めないであろう。……／われわれの市民代表たちは、役人を与えられて辛抱するよりも高い報酬で彼らを雇うほうが良いことを、郡役人が権利や義務を金でか売ることを、彼らが贈物を受けないうちは市民たちをいろいろ困らせることを、新年の贈物が厚顔に要求されることを、会計検査の名目で——例をあげることができが——隣村まで二一回もかけて、その村から何百グルデンもの日当の伝票をまきあげることがを、じきに知るであろう。市民代表たちは、役人を押しつけられたばあいでもこれに固定給を与えることが得であることを、市や郡区の書記は多数の代理人から市民と農民とに免税貯蔵地の特許状を売らせてその上りの半分を受取っていることを、ごろつきのような人柄の書記によっておこなわれて人民の道徳性をその実体の最も高貴な部分である公職の保有者においてむしろむらあゆる卑陋を、知るであろう。……／市町村の課金や国の租税、兵士の宿営、換え馬等の割当ての問題にあたっては、市民代表は、貨幣資産家カゼンリッストがそれらを免れているのに、土地所有者、工業者、商人たちが純利益だけでなく戦時にはその資産の一部までも費やさなくてはならぬことを、辛抱しないであろう。……／市民代表は、「特権的な」製造業ファブリックや、工業ゲゼルンベや、塩および煙草の取引業が、個々人の口からパンを奪って国家の財産を食いへらすこと、いわゆる硝石採掘特権が所有権に対する有害な制限であること、「領

邦的〕関税と消費税とは法および国民経済の最も単純な原理に背反して人民を道徳的に頹廢させ年々百家族をもほろぼすこと、わが国でのような方式の郵便法は取引を促進せずに阻害すること、狩の使役は市民の自由と一致せず、隷農制といふことばはすでにわが国民の汚辱であること、鳩舎税、めんどりや雄山羊の燻製の供出、永久的な一文地租 (ewige Hellerzinse)⁽⁶⁾等は一五世紀の財政技術に属すること、十分ノ一税と地租との金納化は個々人にも社会にも大きい利益を与えること、違法的で過度な高額の盗伐料料は一大家族をも破滅させており、貧困者に木材税と引きかえに伐採特免を許して困窮から抜け出させるほうが得策であること、……を的確に理解するであろう。」ネッカー川の河岸で移民団に接する前からすでにリストの知悉していた——そうしてまた前掲の一六年の農業論説の背後にもすでに存在していたはずの——、ヴェルッテンベルクの生産者大衆の負担は、右の上申書をつうじていっそう広汎にわれわれにも知らされるのである。青年リストのおこなった憲法闘争は、等族に対する国王の欽定憲法の側に立っていたとはいえ、その本質は、上述のような封建的諸圧制と諸負担との完全な廃棄を目的としていたかぎり、革命的と呼ぶべきものであった。そうして、青年リストにおける農地改革の構想——細分化の禁止(一六年)とエンクロージュー(一八年)——は、農奴(隷農)解放をふくむこのような革命的方策と結合していたのである。⁽⁸⁾

(4) この文献はエルウィン・ヘルツレがシュツットガルトの国立図書館で偶然目にとめ、ゲーリングク教授に報告されたものである。教授はこれを上掲書に「Anlage 6: Friedrich List, Die Waldenbucher Adresse. 26. Januar 1817」として収めた。

(5) この記述を記憶にとどめておきたい。当時のヴェルッテンベルクには細分された農地と肥沃な「荒野」とが並存していたのである。しかし、リストの筆が最もラディカルであったここでのばあいを除いて、わたくしは「荒野」の耕作の正面からの要請を見いださない(むろんわたくしの注意が及んだ範囲においてである)。

(6) このことばの内容は不明。

- (7) 経済問題を対象とした、マルクスの最初の労作が「森林盜伐法に関する討論」(Debatte über das Holztiebstahlgesez ... 1842)であったこと、彼がそこで「土地所有の分割という真に現実的な生活上の大問題」へ向おうとする関心を示していることに、われわれは留意を促される。Vgl. *M. Marx-Engels Werke*, Dietz Verlag, I, 1957, S. 109. 前節1ノ2を参照。
- (8) この事情が明らかになったについては、ゲーリンク教授の上掲書(その紹介として筆者著「フリードリッヒ・リスト論考」所収第二論説を参照)の本文と付録(ことに「ズルツ請願書」と「ヴァルデンブーフ上申書」との貢献が大きい。とくに、青年リストの政治思想の分析はリスト研究者にとって今後の新課題となった。

リストが一八一九年の四月に「ドイツ商工業同盟」の顧問となって全ドイツ的な活動を開始し、そのために一七年来のチュービンゲンの教授の職を追われたことは周知の事実であるが、四月一四日にリストの手で書かれて二〇日にドイツ連邦議会に提出された有名な請願書(Bittschrift an die Bundesversammlung)⁽⁹⁾には、ザクセン、バイエルン、ヴェルッテンベルク、クールヘッセン、バーデン、ヘッセリダルムシュタット、ナッサウの商人および工業家七〇人の署名があり、時間が許せばさらに多数の署名が得られたことわってある。こうしてリストの関心と見聞と足跡との範囲は、彼個人の生活には不安定をもたらしつつも、とくに後進的かつ特殊な社会構造を持つ領域ヴェルッテンベルクの枠から一挙に飛躍して、オーストリアをふくむ全ドイツの規模に拡大するが、一方、彼は新欽定憲法下のヴェルッテンベルク議会に進出し、議員中の最左翼として新憲法をも越えようとする発言を行うとともに、いわゆる「ロイトリンゲン請願書」(Reutlinger Petition, 1821)によって、旧勢力の決定的反撃を受け亡命と禁獄と追放との直接原因をつくるのである。⁽¹⁰⁾この「ロイトリンゲン請願書」は、まえに引いた「ズルツ請願書」や「ヴァルデンブーフ上申書」の直接の系列に属するものであり、それ自体重要な文書であるが、わたくしはここでは、とくに、この小論の構成の上から、右の著名な請願書を措いて、リストが選挙運動中に書いた「選挙人との問答」(Wäh-

lerkatechismus) といわれる小さい文書についてだけ一言しておきたい。——ヴェルッテンブルク憲法闘争がその大詰めに來て、国王ヴィルヘルムは一九年六月に、等族の側のものとはことなるみずからの（政府の）憲法草案を議決する目的の議會を七月に開くことを公布し、この議會への選挙がおこなわれることとなった。リストはこれまでの憲法闘争の仕上げのために、また目下その精力を集中している商工業同盟の運動の一環として、領邦議會への進出を決意し、選挙の前日にロイトリンゲンに赴いただけで当選するが、被選挙人の法定年齢に達していないという理由で資格を取消される。ところが、八月六日の洗礼日で右の資格をみたすことになるリストは、領邦の東南部のヴァルトゼー（ラーフェンスブルクの東北）での再選挙の機会に出馬をこころみ、このたびは落選するが、その折に選挙人に配布された小文書が右の「問答」すなわち „Fragen und Antworten für die Wahlmänner der Waldsee“ (七月ないし八月) なのである。

(9) *Werke* I/2: Nr. 17.

(10) この間の事情の詳細は Gehrings, 7. Kapitel において明らかにされたが、簡単には筆者著、前掲、第二論説の三を参照。以下にはそれをさらに約説した部分をふくむ。「ロイトリンゲン請願書」は *Werke* I/2: Nr. 48. に再刻。

(11) *Werke* I/1: Nr. 15.

右の「選挙人との問答」からつぎの部分だけを訳出しよう。「問い。わが友よ、君は人民の代表の選出に貢献しなくてはならない。君は果してこのような男のたいせつな使命を知っているか？／答え。もちろん！人民の代表はわたくしとわたくしの市町村と郡全体との名において国税と貢租とを可決し、国の法律について投票し、われわれの希望と苦情とを陛下の前に伝達すべきものである。……／問い。それなら君の意見では、人民代表のなすべきこととし

て)何が第一に必要なのか? / 答え。貢租の減少である。なぜなら、農民も小屋住み(ザルダナー¹²)も穀物価格がこうはげしく下落しては「すでに一六年ではない」、もうとてもこれまで通りの貢租ではやって行けないからである。農民も小屋住みも、もとの平均価格の半分でも受取るのがやっとである。彼らの負債の利子と手工業品の価格とは下落していない。だから国税と貢租とが、また郡区と市町村との負担が、同様にこれまでの高さにとどまるならば、農民はその土地について税金の徴集者に借りがたまることは必然である。…… / 問い。それでは政府は、どのような方法で君の仕事に「貢租の」軽減をしてあげられるのか? / 答え。政府が十分ノ一税と現物地租(ゲネユレヂン)とを廃止すればよい。そうすれば農民は、その土地を良いと思うように耕やすことの自由を得る。彼は自分が改良のために支出して領主がそこから最大の利益を取るといふようなことなしに、土地を改良することができ、これまで行政のために出て行った費用やあらゆる種類の横領金は、こんどは農民に役立てられる。そのうえこんどは彼は、誰にも貢租の要求を許さずに、荒れた土地や市町村有地を耕すことができる。——上述のように、ヴァルトゼーはヴェルッテンベルクでは東南の辺境にあり、そこにレーエン制度の残存が推測できるから、このばあいのリストはもっぱら農民に、その封建的貢租の廃止をもつてアッピールしている。このことも後述のために留意しておきたい。そうしてまさにこの端的なアッピールのゆえに、リストはヴェルッテンベルクの大領主の一人であったヴァルトゼーの城主ヨーゼフ・フォン・ヴァルトブルクによって告発され、当の「問答」は政治的不穩文書として押収されるが、リストはこれを、商工業同盟の要件で当時滞在していたヴィーンで流布させているし、ヴェルッテンベルクの政府もこのことでリストを追及しなかった。憲法闘争はまさに峠に近づき、政府は等族勢力に対して左翼からの援護をも必要としていたからである。そうしてリスト自身は翌二〇年に、前年の制憲議會会で承認された新欽定憲法にもとづく第一回の領邦議會に、はじめは(前回の当選

にひきかえ) 落選はしながらもその後の補欠選挙に成功して、年末になってからロイトリングを代表して進出することができた。しかしそこでのリストは、すでに最初からドイツの経済的統一をみずからの唯一の目標と定めており、「ロイトリングン請願書」によって訴及されるにいたる翌年一月下旬までの間の院の内外での彼の異常に烈しい行動は、国民経済的視野における貿易問題と、領邦財政の近代化の問題とに集中され、国民の貧困にもとづく移民の問題は短く言及されたが、農業経営と農民の負担との実態は、今後久しくリストのペンからは詳細に知ることができなくなる。ドイツ商工業同盟の運動はすでに行詰まっていたけれども、リストはそのラディカルな思想の一方で、もはや、国際的に幼弱なドイツ産業資本の代弁者に成長しており、やがてのちの論説「農地制度」は、われわれがここで見て来た青年リストの農業と移民とに対する体験を、はるかに複雑な陰翳のもとに、独自の体制的理論に組上げさせることとなるのである。

(12) ゼルドナー (Soldner) または Seldner) とは、ほとんど土地を持たず、Selde すなわち住居ないし小屋だけを部落内に持つ農民をさす。Vgl. *Werke* I/2, Kommentar, S. 948.

(13) 「国民的貧窮は市民を家や農場から大洋へ追い出す。それは財政を涸渇させ、ついには国家自体をくつがえす」それに、商工業の繁栄を配慮することは「人民の代表者の神聖な義務である。」(Gehring, S. 291)。

付論 リストとルードルフ・モーザー

リストがアメリカからそのバーデンの領事という称号の保護のもとに故国に帰りえた一八三二年に、ヴェルッテンベルクの財政官試補ルードルフ・モーザーの『ヴェルッテンベルク農民の諸負担』(Rudolf Moser, *Die bäuerlichen Lasten der Württemberg, insbesondere die Grundgefälle. Die Entstehung der letzten, ihre Schädlichkeit*

und die Mittel zur Abhilfe. Nach Urkunden und amtlichen Nachrichten)が出版された。この本は、一六六年に政府が農業協会本部(Die Centralstelle des landwirtschaftlichen Verens)をうじて郡役所に求めた調査報告書にもとづいて作成されたものであり、フル・タイトルの示すように著者独自の改革案をそこにふくみつつ、われわれが以上にリストに即して知った一〇年代のヴェルテンベルクの農民の生活の実態をまだ変らぬままに描き出して、農業史の貴重な一資料である。この文献は最初松田智雄教授によって紹介・使用され、ついで住谷一彦氏や大月誠氏によっても用いられたが、松田、住谷両教授のばあいにはとくに初期リストの農地制度論の背景を知るうえで用いられている点に、採り上げられたかの特色がある。わたくしは右の三氏の論説からそれぞれ教示を受けた。ただ、本節ですでに明らかになったように、「(当時の)ウエルテンベルク農業諸関係は、段階的に規定すれば、明かに前近代のものであって、一般的には依然として純封建的であった。/フリードリヒ・リストは、このような実態を、ほぼ完全に認識していた」という松田教授の見解は、リスト自身に即して理解することができ、モーゼルに拠ることをほとんど必要としないといえるであろう(但し、リストに関するかつてのわたくしの理解はこの点に欠陥があり、松田教授の右の見解はそれへの批判につながっている)。だが、モーザーはやはり、その詳細な叙述(xlv+364 S.)と、リストと基調をおなじくしながらもそこに示される微妙な相違とによって、初期と晩年とのリストの農地制度論の特質を照らし出すのに役立つと判断される。わたくしは以下に、もっぱらこの視角から、きわめて簡単にながらモーザーの著書にふれておきたいと思う。

- (1) 松田「リスト農業理論の基盤」『古典派経済学研究』、矢内原忠雄先生還暦記念論文集、上、所収。住谷「フリードリヒ・リストの『土地制度』論」(『立教経済学研究』一一ノ三)。大月「西南ドイツにおける農民解放——ヴェルテンベルクを

中心に——」(『經濟論叢』八九ノ一、上掲)。わたくしはモーザーの著書を松田教授からも大月氏からも拝借できたことを深く感謝している。

(2) 松田、同右、一二九—三〇頁。

モーザーが農業を「国家の基柱」(Grundpfiler unseres Staates⁽³⁾)としていることは、当時のヴェルッテンベルクにあつては当然であるが、この「基柱」の全面的腐朽に面して彼がつぎのようにいふとき、そこには近代化への基本的態度が示されている。「土地利用の自由だけが農業と国民全体の生活水準とを繁榮させるといふことに、どうして疑いなどがさしはさめよう。……「両極端の」双方の人々は、多数であつても貧しい人口が国家に力と持統とを与え得ぬことは、少数のゆたかな土地所有者と貧しい日傭取りとから成るわずかな人口のばあいとおなじだといふ真理を、すなわち、よく働く中産階級だけが国家の結合の最もしっかりした基盤であるといふあの真理を、誤認したのである。」⁽⁴⁾このような立場で、著者はヴェルッテンベルクの農業の封建的実態を詳述するのであるが、各郡により多少ともことなる農民負担の種類と大きさを、右の叙述にもとづいてわれわれが整理するならば、この領邦の農業と封建的体制との地帯構造がはじめて明らかとなり、それはいわゆる領邦的絶対主義の理解にも資するところが大きいであろう。しかしむろんいまのわたくしはその任に堪え得ない。ただ、ここにいう地帯構造の大きい特質としてモーザーが何びとも明らかに伝えるところは、ヴェルッテンベルクにおける低地河谷地帯と高原地帯とにおける農業の対比である。すなわちモーザーはいう、「調査の訓令を受けた」⁽⁵⁾低地地帯の役人と農業者とは、とくにネッカーの中流および下流とレムスとの谷においては、地方地方の人口過剰と農地の分割——それはほとんど極限にまで進行して家長がその唯一の食料源としてやつと二モルゲンの土地をしか持たないようになつてゐる——とを訴えている。……こ

リスト「農地制度」の前史と周辺(二)

れに反して高地地帯オハイランドの諸地方からは、個人の農地所〔保〕有がしばしば大きすぎて、多くの人の手にあるときに処理するようには利用できない、という報告がとどいている。これによれば、上部シュワーペンの農民はネッカーやレムスの河畔の住民よりも、平均して百倍もの土地を所〔保〕有しているのである——ここから結論されることは、ヴュルッテンベルクは全体としては人口過剰ではなく、たとえその個々の部分がそう訴えることは正当であっても、全体は、他の状態のもとにおいてその広さと生産能力とが許すはずのところよりも多い人口を持つてはいないということである。⁽⁷⁾この指摘は、一八〇六年以来王国となってその領域をいちじるしく拡大したヴュルッテンベルクが、旧領と新領とで段階的にことなる農地制度を併存させていたこと、新領域ではとくにレーエン制度がなお支配的であったことを、⁽⁸⁾ある範囲でながら示していると思われる。こういう事情は隣邦のバイエルンにおいてもほぼ同様だったであろう。リストは「農民保有地の無限の分割を排する」ではもっぱら低地地帯を対象とし、ヴァルトゼーの人々に対して書いた「選挙人との問答」ではもっぱら高地地帯を対象としたが、⁽⁹⁾移民問題や「ヴァルデンブーフ上申書」をふくむ彼の初期の諸文書は、当然のことながら、人口の稠密な低地地帯の事態をその関心の中心としたということができん。

(7) Vgl. Moser, a. a. O., S. 3.

(8) *Ibid.*, S. 26. なお、⁽⁹⁾ぎのことばも看過できない。「しかし、工業が長年のきずなから解き放たれて科学の進歩にますます適応するのとおなじように、農業もまたこのより高い要求をみたさなくてはならない。ふつうの手工業者ではもう用が足りないのならば、ふつうの農民でももう満足できないわけである。われわれは後者に、より高い工業的發展へのあらゆる手段の提供を求めなくてはならないが、それはこの方法によってのみ国家全体の結合が確保できるのだからなおさらのことなのである」(*ibid.*, S. 6)。ここでは、本文における引用に示された、「中産階級」を基盤とする立場を前提として、農工両部面の近

代化とそれにとりなう分業の深化とによる、国内市場の形成が求められようとしているのである。ここまでは、初期のリストとモーザーとの立場はほぼおなじである。

(5) モーザーの抛った二六年の調査報告書は、王領官僚 (Camerarbeamte)、地方当局者 (Ortsvorstände)、および篤農家 (erfahrenste und vollständigste Landwirthe) —— 以上は松田氏の訳語に従う—— から、郡役所を経て提出されたものであった。

(6) シュニットガルトのやや下手で東からネッカー川に注ぐ。

(7) Moser, a. a. O., S. 20.

(8) 松田、前掲、一一八頁、大月、前掲、六三、六五、六七頁を参照。モーザー自身は直前の引用につづいてつぎのように述べている。「ところで、旧来の地域ではとくにこのような大きい人口が見いだされるのに、新地域ではその欠乏が見いだされることの理由が問われるならば、われわれは何よりも土地の分割を不可能とする結果をもたらすレーエン制度 (Lehenverband) を認めるであろう」(SS, 20—1)。ここでいうレーエン制度(ないしレーエン支配)とは、むろん厳密な意味での封建主従制をさすのではなく、農地の上での領主と隷農の家族との間の人的隷属関係の排他的固定化のことをさすと解される。それは既成の「化石型グルントヘルシャフト」の概念にふくまれるものながら、なお詳細は史家のご教示を得たいところである。

(9) モーザーはヴァルトゼー郡や、その東西に隣接するロイトキルヒ、ザウルガウ両郡や、東北地区コッヒャー河畔のガイルドルフ郡(いずれも領邦の新地域)を、とくにレーエン制度の弊害のいちじるしい郡としてあげ、これにリードリンゲン、ピーベラッハ(ともにヴァルトゼーの北)の両郡およびオーベルンドルフ郡(西南)を加えている。

しかし、後年のリストが「農地制度」で、有償的形式でありながらも農民の解放を主張したとき、ヴェルッテンベルクをふくむ西南ドイツではなお大きい重みを持っていたこのレーエン制度を目立っては攻撃しなかったことは、彼のエンクロージュア案と結合していた植民計画が、人口過剰の区域からレーエン制度の支配する事実上広大な地域への内国住民の可能性をほとんど考慮に入れず、もっぱらはるかなハンガリー↓バルカン↓ウクライナの開拓を目ざし

ていたこととともに、晩年のリストと旧勢力との新しい関係について、われわれにある臆測を持たせるように思われる。この論点にわたくしは後節で立戻らるであらう。ここではただ、こういう近接地への内国植民への当然の希望をモーターが述べているところを引用しておこう。——「所有地の分割を進ませなくてはならない諸地方に植民地を建設することによって、国内の人口稠密の諸地方の貧しい住民に暮しを楽にさせ、(一方)北米の諸ステイトの政府と結んでわが国の人口の起りうべき過剰部分にたしかな仕事を用意してやることは、行きとどいたことであらう。そうすればわれわれは、局地的な人口過剰をおそれる必要がなくなるはずである。ネッカーとレムスとの河谷の住民は上部シュワベンに移住して、ほかのわが同胞たちが海のむこうでその幸福を求めているあいだに、⁽¹¹⁾うち捨てられていた土地から勤勉と熟練とによって久しく望まれていた収穫をひき出すであらう。」(なお、この引用のはじめの部分の植民地ということばへの脚注として、「アルプ地方(シュウェービッシェ・アルプといわれる、ドーナウ上流北部の高原地帯)においても植民地は好結果を収めるであらう。……とある。)とある。)ところで、モーターのこれらのことばは、リストのばあいとは逆に、農地の細分そのものを法律によって阻止しようとする考えを却けることばにつづいて述べられているのであって、それは初期リストの農地制度論の特質を、かえって際立たせるものであるといえよう。モーターの述べているところはつぎの通りである。「小さい所(保)有地とならんで大きい所(保)有地があったとしても、それが自由なとりきめでつくられたものでありさえすれば、われわれは他の関連におけるその利益を誤認するものではない。土地所(保)有の縮小化は、そこから何かの危険が生まれるほどには進行しない。農民にその仕事の大きさを規定するところまでゆくような指図は、営業の自由を時代の公然たる要求としてわれわれが認識しているこんにちでは、もはやそれをみとめることはできない。」⁽¹³⁾「こういう主張が国民経済的視野と矛盾すべきことを、同時代の他の

ドイツの学者たちとおなじく、善意な進歩的官僚であったモーザーもまた十分に悟ることができなかった。こうして、この問題についてのリストの特質はきわめていちじるしいものとなるのである。

- (10) 「われわれは最後になお、一つの措置に注意を促さなくてはならない。それは合目的に実行されるならば農地制度の改革を遂行するうえに、あるいは少くともそれを準備するうえに、国家にとって大いに有益でありうる措置である。——われわれのいうのは、十分ノ一税といゆるタイルゲビュール (Teilgebühr, 現物分益公租) との賠償のことである。ノ農民が勤勉と投資とによつて能うかぎり高度の耕作段階に至ることを妨げ、また彼が能うかぎり高額の収入を得ることを妨げている、あらゆる負担と制限とから土地を解放することの利益と必要とについては、説明する要のないことと信ずる。それは反論の余地のないものと思われる。問題はただ、その賠償の方法——両当事者間の法律関係を調停する基礎となるべき原則の発見と、その手続きの最終的方法とにあるだけである」(Werke V, SS. 536—6. 筆者訳、前掲、二〇〇頁。但し訳文は改善してある)。
- (11) Moser, *a. a. O.*, SS. 28—9.
- (12) *Ibid.*, S. 28. Anm. 6.
- (13) *Ibid.*, S. 27.
- (14) ちぎの注 4 に引いたモーザー自身のことばを参照されたい。

この、国民経済的視野において初期のリストがモーザーを越えていたという事実を——それは本稿の究極の目的に直結することではないが——、モーザーの二・三の叙述に即して示しておくこととしたい。(一)モーザーは穀物価格の維持の必要から国内における商品の流通を妨げる内国関税の廃止を求めているが、同時に、フランスとの国境に近い西南部のホルプ、ズルツ、オーベルンドルフ、ロットヴァイル、スパイヒンゲン、トゥットリンゲン等の諸郡の要求に従つて、これら諸郡で肥育された家畜に対するフランスの高率関税を撤回させるために、フランスの工業製品への輸入関税の撤廃を主張している。「したがつてわれわれの求めるところは、この関連においてもまた一般的自由貿易

(allgemeine Handelsfreiheit)であるが、フランス農業者の最も身に迫った希望は、しかし、フランスとの貿易上の利益の結合に向けられて⁽¹⁵⁾いる。「すなわち、モーターが前期的仲介貿易資本の利益から自由貿易論を唱えたのでないことは、右の引用からも彼の著書の全体からも理解されるころではあるが、彼がそのラディカルな勤労的中産階級の立場と国内市場形成のヴィジョン⁽¹⁶⁾とをまだ工業保護主義の主張にまで展開できなかった事実は、リストとの対比においてここで指摘しておくべきであろう。(一)モーターはリストのいわゆる近代「工業力」の本質をかならずしも正確に認識しなかったようである。彼は、過剰人口と貧困とを防ぎ農地の細分化を妨げるためには工業資本家(Fabricant-nehmer)に政府が刺戟を与える必要があることを説いたが、この刺戟が「奨励金であろうと前貸しであろうと、特権の授与であろうと、それらがすべてうまくかぬなら模範工場——これははじめは政府の費用で経営して、あとから有利な条件で個人に売ることとする——でもよい⁽¹⁷⁾」と述べており、つづいて、「しかし農業および工業によって自らを養う国はつねにその「生活品の」享有をみだされるばかりでなく、外国からの大きい変動にわずらわされずにそのパンをつくることができる。また、たとえ工業製品が外国で買手を見いださないようなときでも貧しくならないであろう。なぜなら、最悪のばあいでも失われるのは積極貿易であって、つねにまたいかなる状況においても、国はみずからの生産物でみずからを養い、余剰となった工業者を^{フアラット}ふたたび農耕に向けることができるからである⁽¹⁸⁾」と論じている。これらのことばでモーターは、当時のヴェルッテンベルクの国内にもすでに認められたはずの、マニユファクチュアの自立的展開⁽¹⁹⁾に関心を寄せなかつたことを示しただけでなく、そういう工業↓産業資本にとっての国内市場の基本的な重要性を正確には把握できなかったことをも示しているのである。彼は農・林業に「資本」の投下を可能にするような条件をつくりだすべきことをしばしば論じてはいるが、⁽²⁰⁾右のようにして、その主張は合理的農業経営の理

想図を成熟した国民経済の視野のなかに置くにはまだ不十分な点を残したのであった。(三)モーザーはその農業改革論の結論の部分で、自分の思想的立場をおのずからつぎのように語っている。「われわれは、あらゆる土地〔現物〕貢租 (Grundgefälle) の完全な廃止と、これにもなる農民へのレーエン支配の解消とが、悪弊の深い根をそのあらゆる枝葉とともにたくみに除去するための唯一の手段であることを知った。——ここで問題は、立法者には、すでに指摘したようなしかたで人民の福祉に破壊的影響を及ぼしている所有権を、その行使にあたって制限して、さきに数え上げた不利益を、これらの権利の所有者が契約の際にそれに同意を欲しないときにも、避けるようにする権限が許されるかどうかということである。——もしも国家の目的が所有の保護以上に出るものでないとすれば、また繁栄と福祉とへの国民の努力をできるだけ促進し、この目的への努力に敵対して立ちふさがる障害をすべて除くことがその任務でないとすれば、この権限は否定されなくてはならないであろう。しかし社会の福祉はあらゆる理性的団体の究極目的であり、この団体のなかで・またこの団体の保護の下に獲得されるすべての他の諸権利は、右の究極目的に従属してはならないから、個人の所有権もまた従属的なものでしかありえず、一般の福祉によって制約されなくてはならないのである。」⁽²¹⁾「ここでの所有権とは封建法の所有権であり、啓蒙主義的理念にもとづく近代のそれでないことは一読して明らかであろう。われわれはすでに、モーザーが土地の細分に関して「営業の自由」を主張したことを知っているが、省みればそれは近代的所有権の十分明確な主張を基礎とするものではなかった。一方リストは——ここで論ずる余地を持たないが——その初期の政治社会思想においてモーザーを越えていはたが、後年の「農地制度」における、ユストゥス・メーザーを援用した一種の家産法思想(エンクロージャによって成立すべき中産的・市民的農場の再分割を立法によって阻止しようとする主張)は、一面には前述の青年期の農業論説(一八年の、農地の売

買に関してテュービンゲンから提出した答申をふくむ⁽²²⁾。以来の急進性を保ちつつも、他面にはここでモーザーに見られるような所有権と国家権力との関係における後者の優位という、後進ドイツに特有の観念を踏まえていたといえるであろう⁽²³⁾。

- (15) Moser, a. a. O., S. 19.
- (16) ふたたび前注4を参照。
- (17) Moser, a. a. O., S. 29.
- (18) *Ibid.*, SS. 29—30.
- (19) この問題については後節でふれるが、最近の有益な研究業績として、柳沢治「西南ドイツにおけるマニファクチュアの形成——一八・九世紀交のヴェルテンブルク繊維工業を中心に——」(『土地制度史学』三一)がある。
- (20) Vgl. Moser, a. a. O., z. B. S. 22, 60.
- (21) *Ibid.*, SS. 338—9.
- (22) 前節3'とくくその注14を参照。
- (23) モーザーもまたユストゥス・メーザーをしばしば援用しているが、それはおもに史料としてである。Vgl. Moser, *ibid.*, S. 98, 107, 130, 245, 345—6.

本研究は一九六六年度文部省科学研究費(個人研究)の援助による成果である。

〔未完〕